

児童福祉審議会専門部会テーマ（案）
「子育て家庭を地域で支える仕組みづくり」～多様なニーズに対応した切れ目ない支援の強化に向けて～

背景

【平成28年6月 児童福祉法等改正】

- 母子保健施策における虐待防止の位置づけを明確化
- 子育て世代包括支援センターの法定化
- 障害児福祉計画の作成の義務付け
- 医療的ケア児の支援に向けた連携促進の努力義務化

【児童虐待死亡事例検証(国H28年9月・心中以外)】

- 児童年齢：0～3歳 88.7% ・主たる加害者：実母63.6%
- 実母の精神的問題（育児不安、マニピュレーション、産後うつ病等）

【平成26年7月 今後の障害児支援の在り方について(国報告書)】

- 一般的な子育て支援施策における障害児の受入れの推進
- ライフステージに応じた切れ目のない支援
- 丁寧かつ早い段階での保護者支援・家族支援の充実

【国 平成29年度予算等】

- 産婦健康診査事業の創設
- 養育支援訪問事業 健診の谷間等の家庭への支援の明確化
- 『新たな社会的養育の在り方に関する検討会』による検討

都独自の取組

- 出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業）(H27)
・妊婦全数面接をはじめとした支援 32区市町村(H28実績)
- 子供を守る地域ネットワーク巡回支援事業(H29)
- 障害者・障害児地域生活支援3か年プラン(H27)
- 障害児通所支援医療的ケア対応促進モデル事業(H29)
- 重症心身障害児等在宅療育支援事業(H29拡充)

課題

①子育てニーズの把握と切れ目ない支援のための体制強化

全ての子育て家庭に対して妊娠期から行政の専門職が関わり、各家庭のニーズをもれなく把握するとともに、支援を切れ目なく行うための体制強化が必要

②支援を要する子育て家庭を地域で支えるサービスの充実

(1) 支援を要する子育て家庭へのサービスの充実

育児への強い不安を持ち、産後うつ病や不適切養育のリスクなどの課題がある家庭に対し、就学前で保育所等の利用もなく地域の公的支援とつながりの少ない場合に、地域で支えるためのサービスの充実が必要

(2) 地域における障害児支援の充実

障害児（医療的ケア児を含む。）や家族への相談対応、保育所等の子育て支援施策への専門的なバックアップ及び身近に利用できる通所・短期入所サービスなど、地域における支援の充実が必要

妊娠期から幼児期までの在宅子育て家庭支援施策（母子保健・子育て支援・障害児施策）

妊娠期

出産

乳児期

幼児期

母子保健事業・子育て世代包括支援センター

母子健康手帳
※子供手帳検討

妊婦健診

産婦健診

新生児訪問

3～4か月児健康診査

1歳6か月児健康診査

3歳児健康診査

各種予防接種、各種健診、母親・両親学級等

育児パッケージ配布

産前・産後サポート事業

産後ケア事業

ゆりかご・とつきょう事業
(利用者支援事業(母子保健型)含む。)

保育
幼児教育

小規模保育事業、保育所、幼稚園、認定こども園、一時預かり事業

子供家庭支援センター

乳児家庭全戸訪問事業

子育てひろば事業

ショートステイ・トワイライトステイ

ファミリー・サポート・センター事業

専門的なバックアップ

要保護児童対策地域協議会
(調整機関)

養育支援訪問支援事業

要支援家庭を対象としたショートステイ

障害児支援

自立支援協議会
(子供関係の専門部会)

相談支援事業所

児童発達支援センター
児童発達支援事業

保育所等訪問支援

障害児等療育支援事業・巡回支援専門員

短期入所

医療機関、専門相談機関

医療機関・助産所

児童相談所

精神保健福祉
(保健所、精神保健福祉センター等)

一般的支援

要支援・専門支援

育児不安
不適切養育
発達課題
医療的ケア
等